

墨俣小学校保護者様

墨俣小学校長
酒井俊亘

暴風警報等発令時における休業及び登下校について

日頃は、墨俣小学校の学校運営につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。暴風警報等発令時における児童の登下校については、次のようにします。ラジオやテレビ等の情報に十分留意してご協力ください。

記

1 児童が登校するよりも前に暴風警報が発令されている場合

(1) 午前6時15分(始業時刻の2時間前にあたります)になるまでに暴風警報が解除された場合は、通学路の安全確認の上で平常どおり登校し午前8時15分に始業します。

(2) 午前6時15分(始業時刻の2時間前にあたります)になっても暴風警報が解除されなかった場合は、次のようにします。

① 午前11時までに暴風警報が解除された場合は、解除時刻の2時間後に始業します。通学路の安全確認の上で2時間後の始業時刻に間に合うように登校してください。

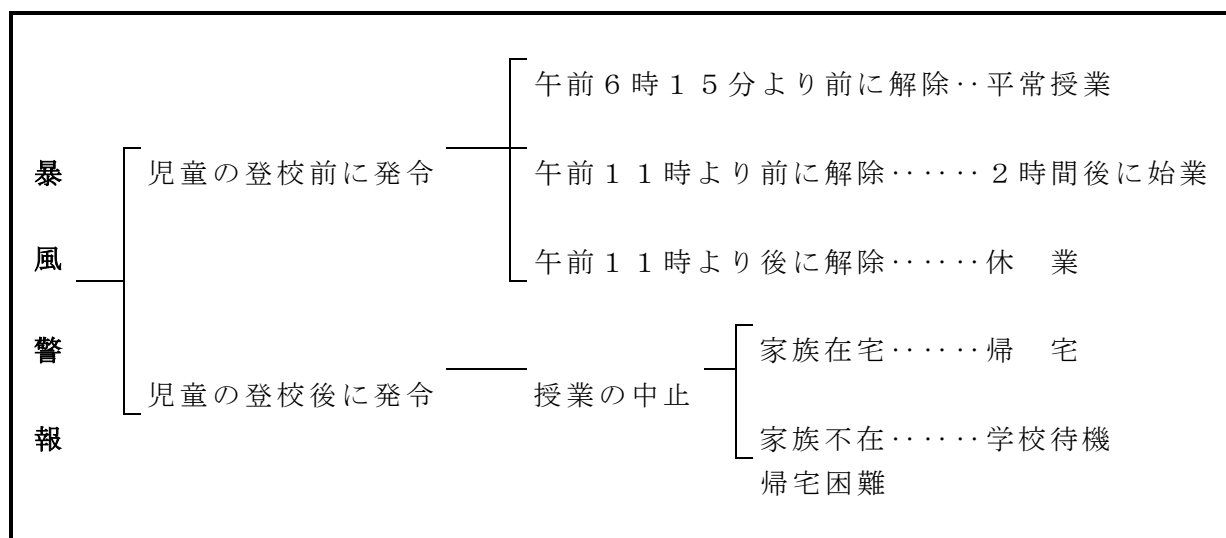
② 午前11時になっても暴風警報が解除されなかった場合は休業とします。

2 児童が登校した後に暴風警報が発令された場合

直ちに授業を中止し、次のようにします。

(1) 児童の家庭に家族が在住の場合は、通学路の安全確認の上で速やかに集団下校で帰宅させます。

(2) 児童の家庭に家族が不在であったり、不在の家族の帰宅が困難である場合は、小学校内でもっとも安全な場所に避難し、児童の家族が迎えに来られるまで待機します。



※警報が発令されていない場合でも、警報の発令がほぼ確実に予想される場合は、学校を休校にする場合があります。その場合は、メール配信等で連絡します。

※自宅待機になって、途中から暴風警報解除により、登校することになった場合は、給食の用意ができませんので、自宅で昼食をすませるか、弁当を持たせてください。